

昭和二十五年政令第七十八号

身体障害者福祉法施行令

内閣は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十五条第一項及び第二十六条第四項の規定に基き、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 削除

第二条 身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法（以下「法」という。）第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。）の長は、当該身体障害者更生相談所が法第十条第二項第二号ハ及びニに掲げる業務を行った場合において、当該身体障害者、市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）の長又は町村長（福祉事務所を設置する町村の長を除く。以下同じ。）から求めがあつたときは、判定書を交付しなければならない。（医師の指定等）

第三条 都道府県知事が法第十五条第一項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を得なければならない。
2 法第十五条第一項の指定を受けた医師は、六十日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
3 法第十五条第一項の指定を受けた医師については、その職務を行わせることが不適当であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

（身体障害者手帳の申請）
第四条 法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地（居住地を有しないときは、現在地。以下同じ。）を有する者にあつては当該居住地为管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者にあつては当該町村長を経由して行わなければならない。（障害の認定）
第五条 都道府県知事は、法第十五条第一項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げられたに該当しないと認められるときは、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げられるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。
3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。
（診査を受けるべき旨の通知）
第六条 都道府県知事は、法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳を交付する場合において、厚生労働省令で定める基準に従い必要があると認められるときは、身体障害者手帳の交付とともに、理由を付して、その指定する期日に法第十七条の二第一項の規定による診査又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条第一項の規定による診査を受けるべき旨を申請者に対し文書をもつて通知しなければならない。この条の規定により法第十七条の二第一項の規定による診査を受けた場合も同様とする。
2 都道府県知事は、前項の規定により法第十七条の二第一項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地の市町村長に、児童福祉法第十九条第一項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地を管轄する保健所長に、その旨を通知しなければならない。（市町村長の通知）
第七条 法第十七条の二第一項の規定による診査を行った市町村長又は児童福祉法第十九条第一項の規定による診査を行った保健所長は、当該診査により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたとき認められたときは、その旨を当該身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地の都道府県知事に通知しなければならない。（身体障害者手帳の交付の経由等）
第八条 法第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所所長の長又は町村長を経由して行わなければならない。
2 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、前項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十八歳未満の者（身体に障害のある十五歳未満の者については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。）につき、厚生労働省令で定める事項をその居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。（身体障害者手帳交付台帳）
第九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。
2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定による介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは、福祉事務所所長の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは、当該居住地为管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは、当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
3 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所所長の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域内に居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは、当該新居住地为管轄する福祉事務所所長の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは、当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
5 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所所長の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
6 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する記載事項を削除しなければならない。一 法第十六条第一項の規定による身体障害者手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したとき。
二 法第十六条第二項の規定により身体障害者手帳の返還を命じたとき。
三 前項の規定による通知を受けたとき。（身体障害者手帳の再交付）
第十条 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失つた者から身体障害者手帳の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。
2 前項の申請（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者からの申請を除く。）については、第四条の規定を準用する。
3 都道府県知事は、第七条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたとき認められたときは、先に交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。（保健所長への通知）
第十一条 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、第九条の規定により居住地若しくは氏名を変更し、又は第十条第一項若しくは第三

を受けたその保護者とする。以下同じ。）につき、厚生労働省令で定める事項をその居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。（身体障害者手帳交付台帳）
第九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。
2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定による介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは、福祉事務所所長の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは、当該居住地为管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは、当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
3 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所所長の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域内に居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは、当該新居住地为管轄する福祉事務所所長の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは、当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
5 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所所長の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
6 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する記載事項を削除しなければならない。一 法第十六条第一項の規定による身体障害者手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したとき。
二 法第十六条第二項の規定により身体障害者手帳の返還を命じたとき。
三 前項の規定による通知を受けたとき。（身体障害者手帳の再交付）
第十条 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失つた者から身体障害者手帳の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。
2 前項の申請（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者からの申請を除く。）については、第四条の規定を準用する。
3 都道府県知事は、第七条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたとき認められたときは、先に交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。（保健所長への通知）
第十一条 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、第九条の規定により居住地若しくは氏名を変更し、又は第十条第一項若しくは第三

を受けたその保護者とする。以下同じ。）につき、厚生労働省令で定める事項をその居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。（身体障害者手帳交付台帳）
第九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。
2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定による介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは、福祉事務所所長の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは、当該居住地为管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは、当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
3 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所所長の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域内に居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは、当該新居住地为管轄する福祉事務所所長の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは、当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
5 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所所長の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
6 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する記載事項を削除しなければならない。一 法第十六条第一項の規定による身体障害者手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したとき。
二 法第十六条第二項の規定により身体障害者手帳の返還を命じたとき。
三 前項の規定による通知を受けたとき。（身体障害者手帳の再交付）
第十条 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失つた者から身体障害者手帳の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。
2 前項の申請（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者からの申請を除く。）については、第四条の規定を準用する。
3 都道府県知事は、第七条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたとき認められたときは、先に交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。（保健所長への通知）
第十一条 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、第九条の規定により居住地若しくは氏名を変更し、又は第十条第一項若しくは第三

附則 (昭和二十六年九月二五政令第三〇六号) この政令は、公布の日から施行する。但し、身体障害者福祉法施行令第二条及び第十条の改正規定は、昭和二十六年十月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年九月一七政令第二八三号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年四月二二政令第八三号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年八月二二政令第二六五号) この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十七号)及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和三十一年法律第四百八十八号)の施行の日(昭和三十一年九月一日)から施行する。

2 この政令による改正後のそれぞれの政令及び勅令の規定による都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)又は指定都市の市長その他の機関への引継しに必要経過措置は、それぞれ地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令第二百五十三号)附則第三項から第十項までに定めるところによる。

附則 (昭和三十八年七月二一政令第二四八号) 抄 (施行期日) この政令は、昭和三十八年八月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年八月一日政令第二二五号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年七月一日政令第二六四号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月二二日政令第三六八号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年八月二二日政令第二一五号) この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。附則 (昭和五四年一月二二日政令第三〇四号) この政令は、公布の日から施行する。附則 (昭和五九年三月一七政令第三五号) 抄 (施行期日) この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五九年九月二六日政令第二六八号) 抄 (施行期日) この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年十月一日)から施行する。

附則 (昭和五九年九月二六日政令第二六八号) 抄 (施行期日) この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年十月一日)から施行する。

附則 (昭和六〇年五月一八日政令第一二七号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年六月三日政令第一八八号) この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則 (昭和六一年九月一九日政令第三〇〇号) この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和六二年一月一三日政令第四四号) 抄 (施行期日) この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 昭和六十一年度以前の年度の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十七条の二の規定による国の負担、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十六条第一項の規定による国の負担、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十四条第一項又は第二十六条第一項の規定による都道府県又は国の負担及び母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第二十一

条第二項の規定による国の負担については、なお従前の例による。附則 (昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄 (施行期日) この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二年一月二二日政令第三四七号) この政令は、平成三年一月一日から施行する。ただし、第一条中老人福祉法施行令第四条及び第五條第四項の改正規定並びに同令第六条を同令第七条とし、同令第五条の次に一条を加える改正規定、第二条中身体障害者福祉法施行令第十条の改正規定(「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改める部分を除く。)及び同条の次に一条を加える改正規定、第三条中精神薄弱者福祉法施行令第二条の改正規定及び同令本則に一条を加える改正規定、第四条中児童福祉法施行令第十四条、第十五条及び第十七条の改正規定並びに同令第五章中第十八条の二を第十八条の三とし、同令第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、第七条中地方自治法施行令第七十四条の二十六第五項の改正規定(「並びに第五十五条」を「第五十五条並びに第五十五条の二」に改める部分に限る。)、同条第六項の改正規定(「第五十一条第一号」を「第五十一条第一号の二」に改める部分に限る。)、同令第七十四条の二十八第五項の改正規定(「第三十七條の二各号列記以外の部分」を「同法第三十七條の二第一項」に改める部分及び「同条第五号」を「同項第五号」に改める部分に限る。)、及び同令第七十四条の三十一の二第二項の改正規定(「第二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える部分に限る。)、並びに第九条の規定は、同年四月一日から施行する。

附則 (平成四年九月三〇日政令第三二一号) 抄 (施行期日) この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成六年九月二日政令第二八二号) 抄 (施行期日) この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附則 (平成六年十一月二二日政令第三九八号) この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。附則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄 (施行期日) この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年一月一九日政令第一〇号) 抄 (施行期日) この政令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年九月三日政令第二六二号) この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。附則 (平成一二年六月七日政令第三三四号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年一月一〇月二二日政令第四四八号) 抄 (施行期日) この政令は、平成一三年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第五条、第十一条及び第十二条並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条の規定は、平成一二年十二月一日から施行する。

附則 (平成一四年二月八日政令第二七号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一四年六月五日政令第一九七号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 平成十六年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行令第三十条第四号中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第一号(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百十一号。以下この号において「社会福祉事業法等改正法」という。))附則第十二条第一項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされた旧措置入所者(同項において同じ。))及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者にあつては、同条第二項第一号」と、「同条第二項第二号」とあるのは「同条第二項第二号(社会福祉事業法等改正法附則第十二条第一項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされた旧措置入所者及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者にあつては、同条第二項第二号)」とする。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年四月一日政令第一九三号)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

2 第十五条の規定による改正後の児童福祉法施行令第十五条、第二条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行令第三十条、第三条の規定による改正後の婦人相談所に関する政令第四条第一項、第四条の規定による改正後の知的障害者福祉法施行令第十二条及び第五条の規定による改正後の老人福祉法施行令第五条第五項の規定は、平成十五年以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十四年度以前の年度における事業の実施により平成十五年以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十四年度以前の年度における事業の実施により平成十五年以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十

四年度以前の年度の歳出予算に係る国又は都道府県の負担で平成十五年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成一七年四月一日政令第一四三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(以下「一部改正法」という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成一八年一月二五日政令第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年三月二一日政令第一五五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(以下「一部改正法」という。)の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成一八年九月二六日政令第三一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五十一条第一項の規定による国の貸付けについては、第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行令附則第三項から第七項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同令附則第三項中「法第五十一条第二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第四十三条の規定によりなおその効力を有することとされた身体障害者福祉法第五十一条第二項」と、同令附則第四項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第三百十九号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、「法第五十一条第一項」とあるのは「障害者自立支援法附則第三十五条の規定

による改正前の身体障害者福祉法第五十一条第一項」と、同令附則第六項中「前三項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた前三項」と、同令附則第七項中「法第五十一条第五項」とあるのは「障害者自立支援法附則第四十三条の規定によりなおその効力を有することとされた身体障害者福祉法第五十一条第五項」と、「前項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」とする。

附則 (平成二一年九月九日政令第二三八号)
この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則 (平成二一年二月二四日政令第二九八号)
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年九月二二日政令第二九六号)
この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則 (平成二三年二月二一日政令第四〇七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年二月三日政令第二六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年一月一八日政令第五号)
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年一月二七日政令第三一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年三月二二日政令第五四号)